

氏名(本籍)	津	まがり	ゆう	じ	次(鹿児島県)
学位の種類	教育学博士				
学位記番号	博乙第65号				
学位授与年月日	昭和56年7月31日				
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当				
審査研究科	心身障害学研究科				
学位論文題目	アメリカ初期知能障害児学校史の研究				
主査	筑波大学教授	医学博士	斉藤	義夫	
副査	筑波大学教授	教育学博士	浅田	隆夫	
副査	筑波大学教授		石部	元雄	
副査	筑波大学教授	医学博士	長畑	正道	
副査	筑波大学教授	教育学博士	松島	鈞	

論文の要旨

(1) はじめに

本研究は、19世紀中葉に設立され、末葉には巨大収容施設へと転化するアメリカ初期知能障害児学校 (School for Idiots) の歴史研究である。

(2) 本論 アメリカ初期知能障害児学校史の研究

序章：本研究の問題意識は、アメリカ初期知能障害児学校の歴史的研究を通しての「最少制約的代替 (the least restrictive alternative)」概念と「分立 (Two Box) 理論」批判の歴史的検討と、日米知能障害学校史研究の基礎的研究の2点である。

本研究は歴史的研究法による研究である。19世紀中葉の歴史的現象として成立した知能障害児教育は、その研究方法としての歴史的研究を不可欠としている。こうした研究は、日米両国において、沿革史研究、理論史研究、社会史研究の3段階を経て、現在に至っている。本研究は社会史的研究による。

1970年代の社会史的研究は、歴史的存在である知能障害児学校を歴史研究の対象としてとりあげ、①実地調査(史料調査、実測、証言聴取)、②研究討議、③研究発表、という研究手続きと、①教育思想、②対象、③教育方法、④従事者、⑤建築計画、⑥経営、⑦地域・社会、⑧日課、の8分析視点を確立し、第一次史料による研究となっている。

第1部 初期知能障害児学校の設定

アメリカにおける初期知能障害児学校は、19世紀後半の救貧施設における知能障害者処遇問題の顕在化と、それへの社会的対応として成立する。すなわち、それは成人知能障害者の収容保護を求める社会的要求に対し、知能障害児への教育機会の均等の原理と生理学的教育法による地域復帰を目指した教育・訓練の場として初期知能障害児学校の設定として具体化した。

こうした初期知能障害児学校（Massachusetts校 1848, New York校 1851, Pennsylvania校 1853, Ohio校 1857, Connecticut校 1858, Kentucky校 1860, Illinois校 1865）は、①貧困家庭（救貧対象）の知能障害児を対象とし、②教育の機会均等と人間としての平等の原理のもとに、③生理学的教育法による地域復帰を目的として、④都市に設立された、⑤小規模実験学校（公立）、ということをもその特徴としていた。

第2部 初期知能障害児学校の変質

初期知能障害児学校のあゆみは、社会的・経済的問題としての成人知能障害者の収容保護と教育の可塑性のある知能障害児の教育という2つの矛盾する要求によって規制される。具体的には、知能障害児学校専門教育施設論（S.G.Howe, H.B.Wilbur）と、知能障害児学校収容保護施設論（I.N.Kerlin, G.A.Doren）の対立と、後者による前者の圧倒として止揚される。

Massachusetts校（S.G.Howe）とNew York校（H.B.Wilbur）は、児童を対象とした生理学的教育法による地域・家庭復帰を目的とした教育施設のあり方に固執し、児童・成人の混合、大規模化に批判的であった。これに対し、Pennsylvania校（I.N.Kerlin）と、Ohio校（G.A.Doren）は、当初から、州内の全知能障害者の収容保護を目的として設立された。また、Massachusetts州とNew York州でも、救貧当局からの成人知能障害者の収容を求める声が、ますます強くなっていった。こうしたなかで、1875年には、I.N.KerlinとS.G.Howeとの間に、イギリスの大規模収容施設の評価をめぐる論争がおこる。ついで、1875年の全米知能障害児学校長会の会長のH.B.Wilburから、G.A.Dorenへの交代でもって、知能障害児学校収容保護施設論が支配的となる。その仕上げが、1884年のI.N.Kerlinの知能障害児学校経営論であった。

かくて、1870年代から、初期知能障害児学校の収容保護施設化が急速に進展する。ここでの特徴は、まず、①対象における多人数化、年長化、障害の多様化、②生理学的教育法の後退と教科教育、職業教育の導入、③分類処遇と経済効率の強調、及び、④園内自立と生涯隔離論の成立にあった。そのために、1,200人～1,500人規模の巨大施設化が指向された。

(3) まとめと考察

アメリカ初期知能障害児学校は、19世紀後半の救貧問題としての知能障害者問題への社会的対応として成立した。それは、知能障害児に対する教育の機会均等という理念と、生理学的教育法による社会復帰という方法論によっていた。

一方、19世紀中葉の知能障害者処遇問題は、アメリカ社会の産業の高度化、都市化にともなって生じた近代的貧困にもとづく構造的な社会問題であった。こうした知能障害者問題は、初期知能障害児学校を成人や重度障害者を含む収容保護施設へと転化させた。ここでの特徴は、大規模化と分類

収容，経済性の原則にあった。

こうして，初期知能障害児学校は，19世紀末には一般社会から分立 (Two Box) の人権と発達の制約的環境 (the most restrictive environment) となる。これが，20世紀中葉の知能障害児学校批判，脱施設化政策の対象となる。

かくて，本研究の結論は，①知能障害者処遇問題は，それぞれの時代の社会問題であること，②19世紀中葉の初期知能障害者学校運動は，知能障害者処遇問題を，教育の機会均等，教育の理念，教育方法の問題としてとらえたこと，③そのことが，成人知能障害者処遇問題を未解決のまま後に残すことによって，初期知能障害児学校の収容保護施設化の要因となったこと，④19世紀後半の知能障害児学校収容保護施設論は，知能障害者処遇問題をもっぱら安上りに処理しようとしたために，そこに人権無視，虐待問題が生じたこと，⑤したがって，今後の知能障害児教育論は，初期知能障害児学校の理念と経営論を正しく評価しながら，そこに欠けていた社会的視点をとり入れることが必要であること，の5点にまとめることができる。

(4) 残された課題

本研究は，主として，アメリカ初期知能障害児学校にかかわる史料を中心としていたために，コモン・スクールをはじめとする関連諸制度との比較考察が十分ではない。また，統計や事例の選択など，多くの課題を残した。これらは，いづれ，機会を得て，今後追求していきたい。

審 査 の 要 旨

本論文は，著者がアメリカに2回，ヨーロッパに2回，長期または短期の出張をして，第一次資料を収集し，整理・分析の結果をまとめ上げた歴史研究である。その主たる内容は，知能障害者に市民としてのすべての権利を平等に認める立場から，その主たる生活の場 (Mainstream) の中に教育は用意すべきであるとする現代の知能障害者教育の当面する問題を，歴史的に究明しようとする課題意識に支えられて，1840年代後半から20世紀初頭までのアメリカにおける初期知能障害児学校の成立の過程を分析したものである。

この課題を究明するにあたって，先行研究の収集とその批判はよく行われており，論文の構成も全体として有機的に構造化されていて論文の目的達成上適切であると考えられる。また論文記述に際しての史料操作も概ね妥当である。以下のことは今後，発展的に追求されるべき課題となるであろうが，非障害児を対象にした当時のアメリカにおける教育の歴史的推移，ことにコモン・スクールの設立の動向との関連についての比較考察および本論文でとり扱っている時期のアメリカの教育，なかんずく知能障害児教育の推移状況とアメリカの社会の政治・経済的事情との関連の分析が十分には達成されていないと考えられる。

以上のような残された問題はあっても全体として，本論文は，アメリカにおける初期知能障害児学校の成立過程について説得力のある妥当な新しい見解を提出し，当面の論文の課題意図の達

成には成功していると考えられる。

よって、著者は教育学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。